

文化審議会 第3期文化経済部会（第2回）

令和6年3月12日

【吉見座長】 お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。これより、第3期第2回の文化経済部会を始めさせていただきます。本日は黒澤委員が欠席でございますけれども、全体が過半数に達しておりますので、文化経済部会運営規則第2条第2項の規定に基づき、本会議は成立します。なお、本日はワーキンググループからの報告をいただくために、各ワーキンググループの座長にも出席をいただいております。

それでは、議題の1から入らせていただきます。議題1、令和5年度報告及び令和6年度の検討の方向性について、事務局より御説明をいただきます。

【関谷係長】 では、事務局より説明させていただきます。

資料1に従いまして説明させていただければと思います。

本日は、令和5年度の報告及び令和6年度の検討の方向性ということで、令和5年度の報告につきましては、この後、アート振興ワーキングにつきましては、片岡座長より、基盤・制度ワーキングにつきましては、座長である森信委員より、また、文化芸術カOUNCIL機能検討ワーキングにつきましては、石田座長より一言ずついただく予定になっております。

では、ページを進めまして、まず、各ワーキングの報告ということで、これまで検討してきたことをまとめているものですので、簡単に見ていただければと思いますが、アート振興ワーキングにつきましては、担当しております林室長から、まず、御説明をお願いいたします。

【林室長】 それでは、林からワーキングの本年度の議論の前段の部分を御説明させていただきます。本年度の議論につきましては、片岡座長より御説明をお願いしたいと存じます。

横資料をおめくりいただきまして、5ページ目が、まず、前回のアート振興ワーキング第1期で示された方向性をお示ししております。

文化審議会におけるアートの振興に関わる検討については、先ず令和2年、2020年度に文化政策部会の下に、その当時はアート市場活性化ワーキンググループと申しておりましたが、これが置かれ、2021年3月に取りまとめられた報告書におきまして、アートには3つの価値、即ち、美術的、経済的、社会的価値があるということが整理をされました。この循環が

重要であること、また、この構造を構成している主体がそれぞれに課題を抱えている状況であるということが可視化をされたという経緯がございます。

これを受ける形で、その翌年に設置されました文化経済部会の下に、令和4年、2022年1月にアート振興ワーキンググループが置かれまして、第1期の報告書が3月に出ています。

そのときの整理でございますが、グローバル化やアジア圏域の経済成長に伴う目覚ましいアート界の拡充に対応して、これまでとは異なる振興策が必要であること。また、自国の文化芸術に対するプライドを醸成し、アジア各国との協働という新しい世界との関係性の構築ということが急務であるということが指摘をされました。

また、この前段で、2018年から文化庁アートプラットフォーム事業という事業を5年間継続しておりましたけれども、これを受ける組織として国立美術館に新しいセンターが設けられるということが、この時点で見えておまして、このセンターの美術館振興機能の充実が望まれるということが指摘されました。

また、同法人の対象領域が、今までの美術からメディア芸術として扱っていた領域でありますとか、デザインとか、建築とか、ファッションといった現在の文化芸術への拡充ということが重要ではないかという指摘。

それから、人の育成、あるいは良質な作品が支持をされて国内に蓄積されていく、そのような循環が大事だということが指摘をされました。

この整理を踏まえまして、今後検討が必要とされたことが、今、横資料の5ページに引用しておまして、2つの方向性、一つは、美術館界全体の活性化と日本文化の国際発信という方向性、それから、ナショナルコレクションの充実と批評及び鑑賞教育の充実という方向性が打ち出されまして、それぞれに今後検討すべき政策課題ということが示されておまして、これを前提に今期、第3期のワーキンググループの議論を進めてきたという経緯でございます。

次の6ページ、7ページ目にその方向性と、あとは資料2で論点整理（案）を配付させていただきます。

ここからは、片岡座長、よろしくお願いたします。

【片岡WG座長】 それでは、6ページ以降を説明させていただきたいと思います。

アートを振興するためには何が必要なのかを議論をして来ました。こちらの文化経済部会でも議論されているかと思いますが、アートの持続的な発展を支えるシステム、アートのエコシステムをいかに構築するのかというところで、アートが持つ3つの側面を、美術

的・芸術的価値、社会的価値、経済的価値、これらがバランスよく向上していくことが必要であるということが認識としては広がっているかと思えます。さらに進んで、アートの振興に必要となる要素ということでは、文化振興政策だけではなく、経済政策、そして社会政策としても大変重要なものであり、それを長期的な、文化的投資と考えるべき、そして具体的な方策を実装すべき時期ではないかという議論をしてまいりました。

文化庁としては経済的価値の向上に長く力を入れてこなかったこともありまして、この何年かはマーケットにも注目をして、そうした政策に力を入れてきましたけれども、これからは美術的価値、そして社会的価値を支える最も重要なプレーヤーである美術館、とりわけコレクションの問題に正面から向き合うべきなのではないかと考えています。

21世紀型の美術館づくりということを考えていく時期を迎えていると思っております、批評や研究、鑑賞教育といったことも併せて、状況をラディカルに変えていくべきではないかということも議論致しました。

現状に至る経緯ですが、まずは国際博物館会議（ICOM）のミュージアムの新しい定義というものが2022年8月にできており、その中に包摂性、多様性、持続可能性、コミュニティといった文言が新しく加わったこと、これによって、美術館の社会的役割というものがより注目をされるようになっていきます。

アート振興全体としては、国立アトリサーチセンターが昨年3月に設立をされています。

それからまた、世界の主要美術館館長が集まるBizotグループというのがありまして、こちらでGreen Protocolを昨年9月に改定しています。ここで気候変動に対しての大きな対応が新しいスタンダードとして提案されていますので、これにも、日本としては追いついていく必要があると考えられます。

ウェルビーイングの観点からは、美術館や博物館に訪れることによって、精神的な問題を緩和していくということで、文化的処方という考え方も広く浸透しつつあるところではあります。

そうした背景がある中で、主な論点4つ、議論をしてまいりました。

一つは、アートコレクションの問題、これは日本全体に存在する美術品を俯瞰して見ると、アジア地域の様々なコレクションと比べても極めて優れた作品が国内美術館に多くあることに気づかされます。国立美術館にも優れた作品がたくさんあります。ただ、その総体を俯瞰して見るような機会がなかなかなかったということで、これらをいかに可視化できるのかという議論がありました。「名水百選」というような法を借りて、例えば「名品百選」

のような枠組みで、優れた作品を国民に広く見せていくというようなことも必要ではないかという意見が多くありました。

国立美術館では主要コレクションをまとめた冊子を作ったり、独法ができてから、5年に一度程の頻度で国立美術館のコレクションを併せて見せていくような展覧会もやっていますが、より広く国民に見せていく機会がつかれないかと。

それから、未来の名品をコレクションしていくためにも、同時代収集についても新しい戦略が求められるのではないかという話をいたしました。

それから、2番目の批評の問題ですけれども、批評的な価値を可視化していくこと、つまり、いかにそれぞれの作品が歴史に残るべき作品なのかということ、言葉を通して価値づけをしていく、そういう必要性があります。それを実施できる人材をいかに育成していくのかという課題があります。もちろん専門性を深めていくことも重要なことですけれども、美術館の現場などでは、いかに美術を分かりやすく一般の人に広く知らせていくのかということも求められておまして、専門性を深めていくことと、それから、今はSNSで一般の人たちが発信することが価値づけになって、それが浸透していく機会にもなっていますので、そうした広げていく役割と、その辺のバランスをどう取っていくのかということが議論される必要があるかなと思っています。

それから、3番目は鑑賞の問題です。やはり人生の早いタイミングで美術に出会う、あるいは美術館、博物館に行くことに慣れていくということがないと、年を経てもなかなかすぐに習慣化しないということもあります。これは長く言われ続けていることではありますけれども、学校教育との連携の強化、それから、そうした会話をいかに家庭に持っていけるのかというようなことも、さらに議論が必要であろうというふうな話がありました。

それから、4番目は結局、国内の美術館の在り方について大きな変革が求められているのではないかという点です。日本は他のアジアの諸地域に比べると、美術館、博物館ができた歴史はかなり古いのですが、美術館の社会的な役割がこれほど広く求められるときにはよくなると、展覧会をつくる学芸員だけではなくて、広報、ラーニング、さらに近年ではアクセシビリティ担当、サステナビリティ担当、デジタル担当というように、多様な専門性を持った学芸員以外の人々が求められます。現状の国立美術館をはじめとする多くの美術館は、学芸員と事務方がいるという20世紀型の組織のままで発展してきましたので、組織の考え方そのものを変えていく必要があるのではないかと。

それから、美術館そのものは70年代、80年代の美術館ブームを経てたくさん数はあります

けれども、かなりの数の美術館が、収集予算が長らくない、コレクションポリシーもない、あるいは収蔵庫が既にいっぱいであるというようなサステナブルではない状況にあります。こうした現状を踏まえて、本来であれば全ての美術館を救済すべきなんですけれども、大きく状況を変えていくためには、幾つかのモデル館をつくって、オリンピックの強化選手づくりのように、幾つかのモデルに集中的に変革をもたらすことによって、それが広く全国に浸透していくような、そういう改革が必要なのではないかと考えています。かなりラディカルな改革が必要になるかと思いますが、このままでは本当に美術館や博物館の持続可能性が非現実的なものになるので、そうした具体的な取組に着手をするときに来ているという話をして参りました。

資料2で、36ページほどの長い論点整理をまとめておりますけれども、今申し上げたことの背景はこの資料に書いてあります。いろいろな委員が発言したことを事務局でまとめてくださっているのですが、かなり凝縮された、読み込むのに時間がかかるような文章になっていますけれども、後ろのほうの35ページのところに、最後に申し上げた美術館の機能強化に向けたモデル館のイメージが書かれています。ここはまだ全く議論がされておられません。幾つかの特徴的な美術館を選んで、そこに集中的に予算を投入して行って改造をしていくというようなことができないかというところまで出たというだけのことから、こうしたことの具体化に向けて、次年度以降は活動していくべきではないかという話で終わっています。

以上です。

【関谷係長】 ありがとうございます。

では、続きまして、基盤・制度ワーキング報告につきまして、まず、事務局の工藤専門官からお願いします。

【工藤専門官】 ありがとうございます。私、工藤から御説明させていただきます。

資料1の9ページ目を御覧いただければと思います。

基盤・制度ワーキンググループにつきましては、公的な鑑定評価制度の検討についてということが大きなアジェンダになっておりまして、昨年度、文化経済部会の最後の会におきまして、上段、令和4年度までの経緯というところを御説明させていただきました。読み上げますけれども、アートの価格評価の客観性・信頼性を担保するとともに、恣意性の排除と検証可能性の向上等により、アート市場を活性化することを目的として、制度の検討を開始しているものです。令和3年度の基盤・制度ワーキングにおきまして、過去の取引価格の見え

る化ですとか、鑑定評価業務を行う民間事業者を認定するなどの方法を念頭に議論を進めるということが提言されております。

これを受け、昨年度御報告したことでございますけれども、昨年度の検討におきましては、美術品（近現代分野）の鑑定評価における価格評価の手法、手順等についてのガイドライン試行版というものを公表させていただきまして、そこまでの議論の内容について、中間取りまとめという形で報告をさせていただきました。

これらの経緯を受けて、今年度につきましては、今申し上げましたガイドラインの試行版の精緻化ということの一つ行っております。

もう一つ、ワーキンググループにおいては、先ほど申し上げた価格評価機関の認定ということ念頭に置いて、どういう形、どういう要件で認定するのかということ委員の先生方に御議論いただいております。

これらを受けて、資料3-1と3-2というものがございまして、3-1が認定制度の実施要項という形でございまして、3-2がガイドライン、試行版が取れまして、現状、（案）とついておりますけれども、これらを作成いたしまして、1月24日から2月23日まで30日間パブリックコメントを実施しております。こちらでいただいた御意見を受けて、先週、基盤・制度ワーキングで御議論いただいた内容を踏まえまして、3月末頃に制度の決定を予定しております。

次のページをおめくりいただきまして、資料1の10ページ目でございます。

制度の概要について簡単に御説明申し上げますと、こちらの制度、美術品（近現代分野）の鑑定評価における価格評価事業者認定制度というものにつきましては、我が国の美術品市場における流通促進のための基盤整備の一環として、価格評価の信頼性を高めるために、透明性・客観性の高い方法で美術品の価格評価を行っている事業者を文化庁長官が認定するということによりまして、美術品（近現代分野）の価格評価に係る適切な情報を消費者に提供することを目的とするものでございます。

よって、囲みの中に書かせていただいておりますけれども、国として一定の基準を示す必要性とともに、こちらはガイドラインで示させていただいておりますけれども、価格評価の透明性を高めようとする事業者ですとか、業界全体の取組を支援するものということで、考え方の根本として、全体を通して事業者の自律性を尊重した要件というものを設定させていただいたということを、考え方の基本としております。

ですので、右下の認定要件の充足とその宣言等というところで記載の通り、事業者自らが

イドラインの遵守についてホームページ上で宣言するすとか、公平性・客観性等を担保した価格評価実施に向けた組織内のガバナンスをしっかりと効かせるといったことを求め、自律性を尊重するということが盛んに委員から御意見いただいたものかなと認識しております。

今後のスケジュールのイメージ、現時点版で記載させていただいておりますけれども、現状では先ほど申し上げたとおり3月末に制度決定をした後、準備期間を一定設けまして、その後に申請を受け付けて認定を実施ということを考えております。

私からは以上でございまして、座長の森信先生からコメントをいただけますと幸いです。

【森信委員】 座長を務めてきました森信でございます。

スタートからは4年、特この2年は集中的に議論をしてきまして、今、事務局から報告のあった鑑定評価制度が整うことになりました。資料3に趣旨等が書いてあるのですが、私の言葉で言えば、きちんとした鑑定評価をすることが美術品の価値を高め、また、美術流通市場の整備にも資するし、作家の保護にも資する。ひいては消費者、国民の全体にも利益が及ぶということで、この制度を構築しております。

今後はこの制度をうまくPRしていく、認定制度なので、規制強化じゃないかというふうなイメージで捉われないようにする、事務局のほうから説明がありましたように、あくまで事業者の自律性を尊重した制度であるということを、しっかりPRしていくことが重要かなと思っております。

以上です。

【関谷係長】 ありがとうございます。

続きまして、文化芸術カOUNシル機能検討ワーキングにつきまして、事務局、関谷より説明させていただきます。

まず、資料1の12ページ目、こちらが令和4年度に開催された文化芸術カOUNシル機能検討ワーキングの報告書の概要になっております。

簡単に説明させていただきますと、ワーキングの中で方向づけとして考えていったものは、文化芸術団体の自律的・持続的な発展に資する支援の在り方を検討していく、また、そのための施策を考えていくというようなものでした。

現状認識としましては、左上に書いてあるとおりなんですが、(1) から (4) まで、文化芸術団体の基礎的な情報が十分でない、あるいは社会的価値、経済的価値が可視化されていない、文化芸術団体の運営への支援が不十分ではないか、あるいは文化芸術団体への助成が

団体発展のインセンティブとして不十分ではないかという問題認識から、改善の方向性として、(1) から (4) まで考えて、方向性として示したものでした。

こちらの (1) から (4) までの方向性に基づきまして、今年度は具体的にどういうことをしていたかということワーキングの中で報告させていただいて、意見をいただきながら、方向性を修正しながら実施していたということになっております。

まず、(1) なのですが、文化芸術団体情報の集約化・可視化ということで、こちらはなかなか施策を打つ上で文化芸術団体の情報があまり集まっていないので、施策や評価が難しいという話があったわけなんです。まずは日本芸術文化振興会で取りまとめていただいている補助金や基金などの申請の段階で文化芸術団体の情報を集めて、それを分析していこうというところをワーキンググループの報告書では提言しておりまして、そこにつきまして、実際に日本芸術文化振興会のほうでシステム構築に向けて検討が始まっているところなんです。まずはデータベースを整備するということから始めていこうという議論があると聞いております。

残りの (2)、(3)、(4) につきましては、この後の、実際の事業や補助金の在り方として、今、改善の方向性を探っているところですので、具体的に説明させていただければと思います。

まず、現在当課で行っている事業としまして、文化芸術の自律的運営促進事業というものをやっております。こちらは伴走型支援、(3) で示していたものなのですが、こちらを具体的に実証するという事業になっておりまして、同時に (2) の評価の方法であるとか、そういったものも見ていこうというものになっておりました。

今年度は実際の実証事業としまして5分野、日本の伝統芸能、舞台芸術、伝建地区、地域芸術祭、美術館・博物館におきまして、具体的な支援団体を選定しまして、そこに運営の支援を行っていったというものです。

具体的には、文楽は文楽劇場、新国立劇場、伝建地区は萩市や石川県の黒島地区等、芸術祭につきましては、ふじのくに世界演劇祭、美術館・博物館につきましては京都国立博物館で、それぞれ運営支援を行っていったところです。

今はまだ取りまとめ中なので、今回、具体的にここまでできているということは報告できてはいないのですが、今後取りまとめて次年度の部会では報告できるかと思っております。この実証事業を通して、全体設計と上に書いてありますが、具体的にどういう支援の在り方や評価の仕方があるかということを検証し、将来的にはそういった支援を行うための組織、

体制というものを整備していきたいと考えているところです。

具体的に行ったものとしましては、こちらに記載してあるとおりです。15ページで、自律的運営促進事業の中では、文化芸術団体が自らの理念に基づき戦略を策定し、実行、評価・改善を行うとともに、運営資源を継続的に確保することができるように、文化芸術団体への専門家による伴走型支援の実証を行い、運営支援機能の基本的な手法・体制の設計、評価指標の構築等について取り組むということで、目標を立てて実施してきたところです。

今年度は、今申し上げたとおりの実証事業を行っておりまして、令和6年度、次年度につきましては、引き続き伴走型支援の実証を行いながら、将来的な体制構築に向けた運営支援機能の手法・体制等を検討していきたいと考えております。

また、ほかのところでも出ておりましたが、やはり、この分野は情報がかなり不足しているというところがありますので、情報収集の方法等も検討していけたらと考えているところです。

続きまして、同じカウンスル機能検討ワーキングの報告書に基づいて改善の方向が進んでいるものは、この舞台芸術等総合支援事業というものになります。

左上に、ワーキングの報告を踏まえた課題ということで、先ほど申し上げたようなことが書いてあるわけなんですけど、改善の方向性としまして、右上に書いてございます、具体的には、やはり補助金申請・評価情報のシステム化とありますが、まずは情報の収集をするというところ、また、運営マネジメント専門家による長期的な運営の視点を含め多角的・客観的評価を充実しようというところ、また、卓越した世界レベルでの活動支援及び自律的・持続的発展に向け運営努力を図る団体支援の拡充、助成対象経費の見直しと重点配分、最後に、日本の伝統芸能の実演家団体への支援、地方創生・地域貢献を志向する裾野団体への支援、全国各地の文化施設への支援の在り方を検討という方向性に基づきまして、令和6年度の募集、今ちょうど選定されている時期だと思っておりますが、その改善点としましては、3点ほど大きく上げております。

一つが、補助金申請・評価情報の統一化ということで、総合支援事業全体として同じような手法で申請し審査をするという形に統一を図っております。

真ん中の団体の運営努力に対する評価につきましては、今まで事業単位で評価していたところに加え、団体としての健全な運営や、自律的・持続的な発展を促進する方向での評価に少しずつ変えていっているというところになります。具体的には、団体専門委員会というようなものを設け、団体に係る評価をしていくという部分を設けているところです。

最後は、新進団体登用や分野、地域性等を踏まえた事業設計ということで、芸術性の高い新進団体の参入機会の確保と、分野・地域等の特性を踏まえた事業設計への見直しということで、特に若手支援の見直し等も行っているというところになります。

本ワーキンググループの座長を務められました石田座長から、追加のコメント等がありましたら、よろしく願いいたします。

【石田WG座長】 おはようございます。石田でございます。今、海外渡航中でそちらに伺えず、失礼いたしております。

本ワーキンググループは今年度2回開催されまして、今何が行われているかという確認をしつつWGの先生方から御意見をいただいたところでございます。

ステークホルダーがたくさんいまして、組織的に大きなところとの関係性も見ながら、また舞台芸術の世界全体の状況も把握しながら進めていかなければいけない、なかなか骨の折れる検討内容かなとは感じています。それが実態として今後どうなっていくのかというのは、次年度以降、ぜひ先生方と議論しながらということになろうかと思えます。

今話を聞いていただいておりますのとおり、業界の状況を示す、データの把握の必要性、それに基づいて、適切な振興の在り方を考えていく必要があります。さらに、文化庁が今回あらためて事業化した小さな伴走型支援というのと、例えば日本芸術文化振興会がやっているような大きな伴走型支援ということの概念の整理をしながら、助成事業をうまく進めていけばいいのかなと感じております。

以上です。

【関谷係長】 ありがとうございます。

では、続きまして、先日行われた文化庁のシンポジウムにつきまして報告させていただければと思います。

工藤さん、お願いします。

【工藤専門官】 私のほうから簡単に御説明させていただきます。

こちらは6月に開催させていただいた文化経済部会の第1回で、特に生駒委員と小池委員から御提起いただきました、我が国の文化芸術の分野で適切な価値づけができていないのではないか、それによって、サステナブルな発展や継承が阻害されているのではないかとという問題意識から、シンポジウムという形でまとめるようにという座長からの御提案もあつまして、実施させていただいたものでございます。当日は、他にも委員の方々も御都合つく先生方はお越しいただきまして、ありがとうございました。

1月30日に開催させていただきまして、18ページを御覧いただければと思いますけれども、かなりいろいろなところで、多方面で活躍されているパネリストの方、また、イギリスからNESTAのHead of Arts and Culture Financeのセバさんという方にも御来日いただきまして、基調講演をいただいたものでございます。

聴衆の方々の御関心も高かったようで、事前にお申込みを受け付けさせていただいたんですけれども、会場は満員という状況でございまして、最後、質問ももう取り切れないほど手が挙がるというような状況で、非常に熱気ある形で開催ができたのではないかなと感じております。

次の19ページ目でございます。全体の構成といたしましては、最初に吉見座長から基調講演をいただきまして、先ほど申し上げましたセバさんからも基調講演をいただき、その後パネルディスカッションという形になりました。セバさんの基調講演からは、同じ資料1の34枚目、35枚目に少しスライドを抜粋してございますので、後ほど参考までに御覧いただければと思います。

ほかの方々も含めたパネルディスカッションでは、最初の問題認識のとおり、なかなか適切な価値づけができていないことによって、後継者不足など問題も生じているという話から始まりまして、世界にしっかりと出ていくため、世界の舞台に乗るためには、多様な専門性を持った人材、大きなチーム編成をして、それらに対して長期スパンで支援することとか、ファッションやデザインといったほかの分野と結びついて新たな価値づけが必要だとか、そもそも産業構造自体を転換していく必要があるとか、そういった議論がなされました。

最後のポツのところは、我々、文化と経済というものをどうやって結びつけていくかという議論をさせていただいているんですけれども、セバさんからお話があったこととして、そもそも文化と経済というのは一体であって、しっかり協業をして価値づけしていく必要があるというお話をされたことが印象的だったかなと思います。

吉見座長、生駒委員、皆様からコメントをいただければと思います。よろしく願いいたします。

【吉見座長】 一言コメントさせていただきます。今、工藤さんから御説明いただいたとおりですが、非常に刺激的なご議論をいただいた後、会場に質問ありますかと聞くと十幾つかの手が一斉に上がりました。多かったですね。それだけ多くの方に熱心に最後まで聞いていただいて、積極的に関与していただいたことは、当日の熱気を表しています。

セバさんの御報告が非常に参考になりました。ちゃんと投資が文化芸術に入ってくる仕組みを作る。それにはどういう組織をどう運営していけばいいのかを具体的に、イギリスがどうやってきたのかを御説明いただきました。映像もまだあると思いますので、ぜひこの部会の委員の先生方はそれを御覧いただきたいと思います。大変参考になります。

こういう形でシンポジウムをやりたいと御提案させていただいたとき、これは3年計画で、1年目は価値づけの問題が非常に重要だと、文化と経済のリンクの部分ですから、そして、その先で後藤先生や金野さんがやられているような地域の問題、場の問題をやるべきだと、最後に人の問題、人材育成の問題をやるべきだと。価値づけと、地域・場と、人の問題というふうにする中で我々がここで、文化と経済の循環ということで考えようとしている軸が見えてくるんじゃないかと話させていただきましたし、文化庁のほうでもそれは念頭に置いてくださっていると思います。以上でございます。

【関谷係長】 ありがとうございます。

【吉見座長】 生駒先生、あるいはその場にいらっしゃった先生、ぜひ。

【関谷係長】 そうですね。生駒先生もぜひお願いします。

【生駒委員】 吉見先生の非常に創造的でアクティブなナビゲーションで熱いセッションを、意見交換をさせていただくことができました。

振り返ると、1世紀前にジャポニスムという動きがありまして、今また、その大波が来ているかなと感じる昨今なんですけれども、とりわけ、私も身を置いている伝統工芸の世界は今たいへん世界的に注目を集めておりまして、このシンポジウムの際に御登壇いただきました盛岡さん、LVMHのメティエダール・ジャパンディレクターですが、こちらのセクションは、本国から直接日本に設置されていると聞いています。日本の伝統工芸は世界一ですと、盛岡さんがここでおっしゃったことが胸に残っています。それがゆえに日本の伝統工芸世界に対してぜひいろいろと支援をしていきたいと話されました。

また、細尾さんは、御存じの方多いと思いますけれども、伝統工芸の世界をバイオテクノロジーや伝統の草木染めとつないで、革新的に進化させている方で、柳井さんは石川県でクリエーティブに伝統工芸を進化させている方ですが、さまざまな観点から伝統の産業が置かれている現状をつぶさに御紹介くださいました。文化芸術はジャンルは広いと思いますが、とりわけ伝統工芸の世界が置かれている状況は深刻なものですから、そうした状況とは対極的に海外から熱い注目が注がれているということで、今回のシンポジウムを組ませていただきました。

我々は本当にセバさんから学ぶところが非常に大きくて、最後に吉見先生が、じゃあ、このシステムを日本にどのように生かせるだろうかと、誰が核になって実現できるだろうかという話まで具体的に持って行ってくださいます、次の一步が踏み出せる、そういう対話になれたかと思います。ありがとうございます。

【工藤専門官】 ありがとうございます。吉見座長から触れていただきましたけれども、映像をアーカイブ配信という形で今後公開させていただければと思っておりますので、準備が整いましたら御案内をさせていただければと思います。よろしく願いいたします。

【関谷係長】 以上、ワーキングの報告なんですが、続きまして、令和6年度の検討の方向性を説明させていただければと思います。

まず、体制につきましてですが、令和5年度3つあったワーキンググループなんですが、基盤・制度ワーキング、カウンスル機能検討ワーキングにつきましては、一定程度方向性が見えてきたということで、内容につきましては文化経済部会本体のほうで検討する方向で考えておまして、アート振興ワーキングにつきましては、今年度同様、独立した組織として設けて2つの体制で進めていきたいと思っております。

その分、文化経済部会の検討内容が増えますので、回数を多くしていきたいと思っておりますので、皆さんもよろしく願いいたしますというところです。

来年度の方向性なんですが、こちらはまだあくまで試案ですので、本日皆様から、ぜひ議論していただければと考えているんですが、先ほど吉見先生からもあったとおり、3つの方向性で、今、検討の方向性を立てているところです。

1つ目が、文化芸術へ資金が流れる方法ということで、民間等からの金銭的支援のインセンティブ設計や文化芸術団体が民間等からの支援を受けやすくするための規制緩和、制度設計等を考えていければと考えているところです。

2つ目が、場の活性化、地域経済、行政、開発等における文化芸術の主流化というものがどのように図れるかということ、ぜひ皆様からも御意見をいただければと思っております。

3番目が、人材ということで、文化芸術活動が活性化するための活動基盤や、マネジメント等の専門人材が文化芸術領域に参入する仕組みといったものが議論できればと考えております。

こちら3点はあくまで現状の試案ですので、ほかにもあるという方がいれば、ぜひ本日おっしゃっていただければと思っております。

まず、本日この3点につきまして、皆様の議論の土台になるようなものを用意しております。こちらはまだ検討前のもので、あくまで皆様の議論の参考という程度に考えていただければと思っております。

まず、24ページ、文化芸術領域の資金・支援例ということで、1から8まで上げておりますが、こういった形で文化芸術領域にお金が行われているか、あるいは支援が行われているかということを中心に並べているだけなんです。まずは、1番が国や地方自治体からの運営費等、運営費交付金のようなもの、2番が補助金、3番が基金、4番が寄附金、これは個人、企業、財団、遺贈等いろいろありますが、ふるさと納税やクラウドファンディングなどもあるかなというところ。5番目が税控除、現状でも固定資産税、相続税、寄附金の税控除等が行われているところ。6番目が自己収入、これは文化芸術団体の収入をどうやって上げていくかというような話があるのか、ないのか。7番目が投融資ということで、こちらは先ほどから話が上がっているイギリスの例などでは、インパクト投資のような形で文化芸術分野にもお金が流れるような仕組みができつつあるというところ。8番目が物的・人的支援ということで、こちらは、今までもプロボノのような形で、ボランティアであるとか、商品の貸与とか提供のようなものもあったというところで、1から8を上げております。

参考になる資料としましては、こちらは、本日イギリスから参加いただいている石田座長が一番詳しい分野ではあるんですが、あくまで参考として、イギリスのロイヤル・オペラハウスについてです。こちらはおとし、2021、2022の収入なんです。その収入が1億3,200万ポンドなんです。このうちチケット収入が30%、アーツカウンシルイングランドの助成が19%、ファンドレイジング、スポンサーシップが32%、商取引とその他収入が18%で、投資収入1%というような割合になっているんですが、この132という数字を見ていただいて、次のページが2005年、2006年のもの、大体16年くらい前のものなのですが、こちらの総収入というところを見ていただくと、7,400万ポンドということで、実際、収入全体は70%増えているという形になっております。

一方で、アーツカウンシルイングランドの助成というところを見ると、割合としてはこちらの2005年、2006年のほうが多いのですが、金額としてはほとんど変わっていないという状況、つまり、補助金は一定なんです。ほかの収入を大幅に増やしている。特に増えているのが寄附金やスポンサーシップや商取引等がかなり増えているという状況です。こういうところも学んでいくものがあるのではないかと、参考までに出しているところ。参考までに出しているところ。参考までに出しているところ。

続きまして、こちらも参考なんですけど、こちらは石田先生が出されている報告書の中から抜粋しているものなのですが、アーツカウンシルイングランドの補助金の枠組みということで、今、運営助成、事業助成、戦略的事業助成という3種類あるということなんですけど、すみません、小さくて見づらいんですが、日本の補助金の在り方は、主に事業助成というところになっておりまして、イギリスの場合は運営助成というところが全体の60%を占めているということで、かなり補助金の自由度や支援の中身というものが変わってきていると。

運営助成というのは、一方で運営に助成するということ、運営を含む全体に支援することなので、つまりは運営をもっとちゃんとしないと支援が得られないというところになっておりまして、イギリスの場合はナショナル・ポートフォリオ・オーガニゼーションというところに出選されると継続して3年から4年程度支援を受けられるというような仕組みになっていると聞いております。こちらも参考程度です。

次が、寄附金等の件なんですけど……。

【工藤専門官】 こちらの28ページにつきましては、基盤・制度ワーキンググループの中で、京都府の文化芸術課長、大石様から御紹介いただいた資料でございます。

基盤・制度ワーキングの中では、既存の制度をいかに活用するかということについても議論をしてみましたが、企業版ふるさと納税という制度があるにもかかわらず、なかなか文化芸術分野でその活用が進んでいないという問題意識のもと、森信座長から御指摘いただきまして、御紹介いただいたものです。

状況といたしましては、右上のところに令和3年度からかなり活用が増えているという御報告があったところが特筆すべきところございまして、さらには、Art Collaboration Kyotoという現代アートフェアについて御紹介いただいたんですけども、特にこの事業において企業版ふるさと納税の活用が進んでいます。御紹介があったのが、右下の運営体制のところにありますけれども、コーポレトリレーションズというチームを設けて、彼らがしっかりと企業側のニーズを聞き取って、どういうプログラムとして反映していくのかということ丁寧なコンサルテーションしてフェア側の実施内容とうまく提案をするという形で、企業版ふるさと納税の受入れが進んでいるというお話がございました。

先ほどのシンポジウムの話ともつながるんですけども、ビジネスサイドとの協業、協働という話で重要になってくる論点かなと感じております。

次の2枚が、2022年度に実施した調査から抜粋しているものでございまして、今申し上げた問題意識の背景となるものなんですけれども、やはり自治体の中で企業版ふるさと納税、

また、ふるさと納税の活用というのはどんどん進んでいるんですけども、その中で文化芸術を受皿として用意している自治体はかなり少ないですと、ここを増やしていくことが一つ必要性としてあるのではなかろうかという資料でございます。

【関谷係長】　　続きます、資料1の31ページから、続けて説明させていただければと思います。

こちらは参考3にもつけているんですが、文化芸術領域における税控除、寄附金に係る税制優遇の概要ということで、簡単に述べさせていただいているところです。

具体的には所得税、法人税、みなし譲渡所得課税等々におきまして、控除や非課税という措置が取られているというような内容になっておりまして、あとはふるさと納税制度というものが、個人版、企業版というものがありますというところ。

次の32ページ目が、こちらは相続税等につきまして、重要文化財に該当する家屋・敷地等に対して相続税の控除があるというもの。あとは相続財産の寄附に対して課税されないというような措置があるというものになっております。

最後に、文化施設等に関する税制優遇の概要ということで、簡単につけているところです。詳細につきましては、参考3につけております。

続きます、33ページ、こちらは税控除、現代アート振興に係る税制改正等の流れということで、平成27年から減価償却等の範囲が変更されて、美術品等を購入した場合、100万円未満であれば企業等において減価償却が可能になったという状況から、徐々にいろいろな面で税控除や制度の解釈等が変わってきたというところで、参考としてつけさせていただいております。

続きます、34ページ目なのですが、こちらは先ほどから話に上がっていた、英国NESTAのセバさんの資料を抜粋したものでして、NESTAというのは、イギリスにおいて官民共同で基金のようなものをつくり、そこから文化芸術団体に資金を融資しているという組織になっております。これまで2015年から、アーツ・インパクト・ファンドというものが始まりまして、現在はアーツ&カルチャー・インパクト・ファンドというものが動いているという状況です。

2,000万ポンドの資金で動いているものでして、こちらが資金を貸し出して、その回収費用を投資家に還元するという仕組みになっておりまして、こちらが具体的なシステムになっております。Public fundersと書いてある、公共資金というのはアーツカウンシルイングランドからお金が入っておりまして、民間団体としましては、バンク・オブ・アメリカやビ

ッグ・ソサエティ・キャピタルのような半民間の組織のものや銀行からお金が入っていたり、あとは個人からお金が入ると。そういうところを、この仲介者と書いてあるところ、NESTAが仲介をして、非営利の文化芸術団体にお金を融資していると。それを最大10年の範囲で回収し、そこで上がっている利息をもとに投資家に還元するというような仕組みになっているというもので、先日のシンポジウムでは具体的な事例等も挙げていただいていたところですので、また動画が公開されましたら、ぜひ皆様も見ていただければと思っております。

最後が人材、こちらの資料につきましては、主に文化経済国際課の中で検討しているものの一部なのですが、文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドラインということで、こちらはこれまで検討されてきた内容をガイドラインとしてまとめておりますので、具体的に言いますと、文化芸術分野が、なかなかこれまで契約関係が明確化されてこなかったことによって、特にフリーランスを中心とした芸術家等において不利な条件で契約し、社会的な状況が、報酬等、非常によくはないという状況になっていたことが多かったということをもとめているところです。

それに対して、今後はこういうガイドラインにのっとって契約を明確にし、より文化芸術の活動が適正な状況で行われるような、そういう環境をつくっていかうという形でガイドラインをつくったものです。

こういう活動、今、当課で行っている中では、こういうガイドラインができたという情報を公開していたり、あるいは相談窓口を提供したりということで、文化芸術活動がより活性化するような環境をつくっていくということも同時に行っております。こちらは詳細を見ていただければと思っております。

最後に、本日議論いただきたいこととしまして、先ほど上げた3点ごとに抽出しておりますので、ぜひ、ここの項目以外にも何かございましたら、皆様から御議論をいただいて、御意見をいただければと思っております。

事務局からは以上となります。よろしく申し上げます。

【吉見座長】 ありがとうございます。大変詳しい資料をつけてくださっていますので、これからの議論もしっかり充実したものになるのではないかと思います。意見交換の時間は後ほど設けさせていただきますけれども、ただいまの事務局及び各ワーキンググループ座長からの御説明につきまして、委員の皆様から御質問をまず受けたいと思います。

少し整理しておくと、各ワーキングから大変詳細な御報告をいただきました。それぞれの御報告に対して御質問があったらいただきたいということが一つでございます。

それから、全体的な話としては、先ほど御説明がございましたように、次年度以降、これまでのワーキングの御報告をしっかりと受け止めながら、基盤・制度ワーキングとカウンスル機能検討ワーキングというものの議論を、さらに発展させていく議論を文化経済部会でやっていく、これが第1点です。

そして、その流れの中で重要な議論の柱になるということが3つ、1つは文化芸術へ資金が流れる方法、2つ目は場の活性化、3つ目が人材という話だということです。

その資金や支援の問題では、既に出ておりますようにこの話は重層的というか、多元的にならざるを得ない。イギリスの例に見ても、いろいろな資金が重層的、多元的に入っているし、そう形になっていかなっていかいかなざるを得ないこともはっきりしていると思います。

御報告について、端的な御質問あったらば、いただきたいと存じます。この場にいらっしゃる先生方は手を挙げていただくか、ネームプレートを立てていただく方式をお願いします。ただ、ZOOM上の先生方はそれでは見えないので、ボタンで手を挙げていただいて、それを事務局のほうに拾っていただくことにします。よろしく願いいたします。

何か御質問はございますか。後藤先生。

【後藤（和）委員】 スライドの10ページで、まず、令和5年度の報告に対する質問という理解でいいですか。令和6年度のほうはまた後でということ。

【吉見座長】 両方併せていただいて結構ですけれども、まず、5年度で。

【後藤（和）委員】 まず、5年度のほう。10ページなんですけれども、価格評価事業者認定制度ということで、きちんとした評価をする事業者を認定しましょうという趣旨だということは理解したんですけれども、例えばオーストラリア等で時価評価をして、それに税制を適用するというようなときには、必ず複数の事業者で見積りをして妥当な価格かどうかを検討するというようなことをやっているし、ほかの国もそうだと思うんですけれども、こちらのワーキングでは1業者が鑑定すればいいと前提してお話しされたのか、それとも実際に適用するときは複数の事業者に見積もってもらって妥当かどうかということと比較検討するというようなことを前提にお話しされたのか、どちらかなと思ったので質問です。

【吉見座長】 これは森信先生にお答えいただければいいですか。それとも工藤さん。

【工藤専門官】 工藤から回答させていただければと思います。

おっしゃるとおり、各国で様々な方法が取られていると認識しております。その方法につきましては、令和3年度の基盤・制度ワーキンググループで調査して、どの形を取るかというのは令和3年度時点で議論をしております。

我が国の価格評価の実務の実態に一番近いものが事業者を国が認定するシンガポールの形ではないかということで、いわゆることこういった方向性になっているものです。

御指摘の根底にある、税制優遇をするに当たって、1事業者だけでよいのかとか、そういった問題意識につきましては、現段階ではまだそこまでの議論には至っておりませんので、あくまでも透明性の高い、客観性の高い価格評価というものを進めるために、どういったことをするかという観点で、現状の実務に照らし合わせて何ができるかということを経験したと御理解いただけますと大変幸いです。

【吉見座長】 森信先生、何か補足はございますか。

【森信委員】 特にありませんが、今、工藤さんが説明したように、諸外国の制度を見ると、アングロサクソン系の国は税制と結びついて鑑定・評価がなされる場合が多いと思います。我が国の場合は、まだそこまで行っておりませんので、取りあえずこういう形で始めようということで、我々のグループでは議論しました。

【吉見座長】 ありがとうございます。後藤先生、何か御意見。

【後藤（和）委員】 入札とかでも競争してやらせているということもありますので、2つの業者から評価してもらってということは可能だと思います。だから、認定を受けた業者の中で2つぐらいにやっていただいて、それが妥当かどうかというのを比較検討するということも必要じゃないかと私は思いますけれども。

【工藤専門官】 恐らく、価格の妥当性を検証するとか、高めるということに関してはおっしゃるような形があるのかなと思いますけれども、今回の制度はあくまで価格の妥当性を文化庁が保証するとか、そういった制度ではございません。透明性を高める取組を支援するために事業者自体の自律性を尊重する立てつけとしていますので、おっしゃる点に関しては次の段階、次のステップなのかなという認識でございます。

【吉見座長】 よろしゅうございませうか。多分、ほかの伴走型支援についてもそうなのですが、時間軸をどう入れていくのかという問題があって、オーストラリアやイギリスは羨ましいんですけども、すぐにそこまで行けない状況も日本にはあります。

島谷先生、お願いします。

【島谷委員】 私、オンラインでしか参加してなかったのですが、ちょっとついていけないんですが、認定するという意味がよく分かっていないんですが、売買するときの価格を、適切であるかどうかというものではなくて、それを判定することができる業者を認定していくということなんですか。

【工藤専門官】 透明性、客観性の高い方法で価格評価を行っている事業者を、ここはそういう方法で価格評価を行っている事業者ですよという文化庁認定を出すというイメージです。

【島谷委員】 売買がなされない場合でも、その後に売買がなされるときに、その業者が認定したとか、決めた評価で動くようになるという意味合いになるのでしょうか。

【工藤専門官】 売買とは必ずしも結びつくものではございません。あくまで、資料3-2の1ページ目のところを御覧いただければと思いますけれども、こちらの価格評価の基本的事項という部分で、今回どういう価額について取り上げるかということに記載させていただいております。

こちらについては、書いてあることを読み上げさせていただくと、3行目の後ろのほう、本ガイドラインにおける価格は、適正市場価値 (Fair Market Value) とすると書かせていただいております。これは不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額、つまり、買手も売手も十分にいたと仮定して、しっかりと需給が釣り合ったということを想定した場合、そういう場合を想定して価格の評価を行うということをお願いしておりますので、例えばそこで算定された価格よりも高い価格で買いたい買手がいたとしたらそれで取引は成立しますし、そちらは別の切り離された議論かなという認識でございます。

【後藤 (和) 委員】 いいですか。

【吉見座長】 後藤委員からまずお話をいただいて、その次に山口委員からのお話に行きたいと思います。

【後藤 (和) 委員】 今の御質問は、31ページのところの寄附金に係る税制優遇の概要のところ、1番上の所得税のところ、現物寄附の場合は取得価額しか減税されないと、ここが問題になって、税制改正要望が文化庁から出ていたと思います。ここを時価相当額にしたいというのが根底にあって、つまり100万円で買った絵画が1億円になって、1億円のものを寄附したのに100万円分しか減税されないのは困るじゃないかという議論に端を発して、じゃあ、何で1億円なんだという根拠づけづけをするために、事業者を認定して、その事業者が1億円というふうに評価すれば、ここで時価評価ができるでしょうという、そういう話なんだろうと思います。

私は、この31ページのところで、法人税は既に時価相当額が損金算入されているので、ぜひここの整合性が取れることも考えないと、今までこれは別に評価機関がなくても、企

業のほうは時価相当額で評価して損金算入していたわけですから、一体これはどうやっていたんだということと、上の所得税のところを整合しないといけないと思います。

それと、美術品だけじゃないので、上の所得税の取得額というのは、土地などの様々な現物を寄附したときのこともあります。そちらも制度的に合理的じゃないと、美術品だけということにはいかないだろうと思いますので、今後、その辺はきちんとした検討が必要かなと思います。

【吉見座長】 工藤さんと森信委員のほうから一言。

【工藤専門官】 税制改正要望については、御存じのとおり一度させていただきましたけれども、その際は通らなかったところがございます。御指摘の整合という話については、吉見座長からもお話ありましたけれども、あくまでステップ・バイ・ステップで進めていかなければいけない話で、この制度ができたから急にそれが時価評価での税制優遇が可能になるという話ではないかなと思いますので、段階を踏んで様々な制度との整合を確認しながら進めていくのかなという認識でございます。

【吉見座長】 森信委員、お願いします。

【森信委員】 先ほど説明のあった鑑定制度は、税制との関係でそこまでまだ行ってない、手前の段階の話なんですね。まず公的な鑑定制度をつくって、先ほど事務局が説明しましたように、評価価格をFair Market Value、適正市場価値ということにする。この点は国税の資産評価の考え方と整合性を取っています。その次の段階で税との関係を考えていくということです。

それから、寄附金税制で問題になっているのは、資料に書いてあるみなし譲渡所得のほうで、100万円で買ったものが1,000万円になっていて、それを寄附すると、この100万円と1,000万円の間差額がみなし譲渡所得として課税される。これが寄附が動かない原因だというふうに言われておりますが、これはシャープ税制以来のわが国所得税法の根幹です。だから、これを変えるにはよっぽどの理由がないといけない。そこで一定の要件を満たすものとして国税庁の承認を受ける形で、公的な価値があるものについては、そこを非課税にしている制度があります。その辺をもう少し広げていくというのが今後の課題かなと思います。が、いずれにしても公的な鑑定制度の話とは直接結びついていない話だと御理解いただきたいと思います。

【吉見座長】 山口委員、お願いいたします。

【山口委員】 アート振興ワーキンググループについての件なのですが、この資料2の論

点整理、非常に深く多面的にまとめてあり、論点が整理されていると思いますが、一番最後のほうに、別添3で美術館の機能強化に向けたモデル館のイメージというのがあるんですが、勿論、前段までの議論の中で、モデル館をつくってみようという話になっているという理解なんですが、今ある美術館を機能強化するだけでいいという認識なのか、例えば国立現代美術館みたいなものをつくるのか、そういう話は出てこなかったんでしょうか。

現在、例えばインバウンドで海外からお客様が来たときに、やっぱりここに日本のアーティストの近代・現代以降は全部揃っています、体系的に見られますとか、日本のアーティストが揃っている所というのはないですよ。近代美術館も東京都の現代美術館もありますが、充分だとはいえない状況だと思います。この資料の、日本に所在する現代アートの名品という一覧表があるんですが、これも海外の作品ばかりですよ。だから、日本の現代アートを、日本に来たら見たいという方々がいると思いますし、海外の作品との同じ時代での比較とか、やってほしいと思います。特に香港でM+とかアジアで美術館が出来てくる状況をみると、やはり、新しい美術館の必要性を感じるのですが、いかがでしょうか。

【片岡WG座長】　そういう話も何度か出ておりまして、この中にも書かれていますけれども、やはり香港のM+ですとか、それからシンガポールのナショナルギャラリー、これは東南アジアの近現代美術を網羅的に見られるような場所になっていまして、いずれも大変立派な美術館なんですね。そうした美術館が我が国にもあるべきではないかということ。それから、美術に限らず、建築、デザイン、ファッションも含めてですけども、そうした優れたクリエイターを我が国が20世紀に輩出してきた歴史を、いつ行っても総覧できる場所が必要なのではないかということも問題としては上げられていまして、モデル館と並行して、そうした議論も続けていければなと思っています。

具体的に土地が必要であることも話しましたが、場所と建物をどうするのかという辺りで話が止まってしまうんですけど、恐らくすごくラディカルにそういう話を進めていく必要があるかなと思います。

それから、もう一つは収蔵庫の話も何度か出ていまして、国立の美術館では、国立西洋美術館を除いては収蔵庫100%以上です。なので、購入を継続する、あるいは展示する場所を増やしていくということについても、やはり場所の問題というのはかなり大きく立ちはだかっていまして、それについても来年度どうするという話では全く動かないので、10年ぐらいの長期的な計画を立てていくべきという話もしております。

【吉見座長】　山口委員、よろしいでしょうか。

【山口委員】 はい。

【吉見座長】 ありがとうございます。余計なことかもしれませんが、建築で言えば、既に丹下健三さんの最も重要な資料はハーバード大学に流出していますし、伊東豊雄さんの資料も海外に出ますね。先ほど時間軸ということを書きましたが、一方では、なかなか日本と、例えば英国の間に大きな距離があって、一気にそこまで行けないことも分かるんですけども、世の中のスピードはそれを待ってはくれない。今の世界の動きの時間軸は、日本の政府や日本社会が考えている時間軸より速いので、そうすると時既に遅しということが多発するわけですね。本部会は、そうしたことの繰り返しを脱する道を探らなければいけないのだと思います。生駒委員、お願いします。

【生駒委員】 一言だけ、今の山口委員に続いてですが、私もファッションから伝統工芸の世界にシフトして気付いたことは、着物の世界が、おざなりになっているということ。海外の方が来ると、着物はどこで見ればいいのかと言われると、案内する場所がないのです。デパートの呉服売場を案内するしかないのが現状です。全国を見渡すと着物の美術館はあちこちに小規模にあります。例えばヴィクトリア&アルバートや、メトロポリタン美術館、装飾美術館のような、着物の歴史から、現代的なファッション、コム・デ・ギャルソンや原宿のストリートファッションまで、全部俯瞰して見られるような場所があれば、文化施設としてはもちろん、観光地にも、教育機関にもなると私は思っております。今、片岡委員からも、美術館のこれからの改革の話をお聞きして、そうした新しい流れができて有意義であると思うと同時に、今、まさしく山口さんがおっしゃったように、日本に来る海外の方は日本のものを見たいという希望はすごくあると思いますので、そういった視点も併せて、ぜひ、美術館のあり方を強化していただけたらと思います。

【片岡WG座長】 心強い御意見をいただき有り難うございます。現在アートについても、例えば草間彌生とか村上隆とか、もう本当に日本を代表するアーティストがいるんですけども、いつ行っても見られる場所というのは非常に限られています。

【吉見座長】 ありがとうございます。佐伯委員、それから中島委員の順番で。

【佐伯委員】 ありがとうございます。前夜、送られてきた論点整理を読みながら……、片岡さんがお書きになったんですか。

【片岡WG座長】 皆さんの意見をまとめて、事務局が書いています。

【佐伯委員】 いや、もう大変な労作で。私は国立近代美術館の学芸員というか、映画のほうですけども、おりましたもので、大体、国立近代美術館とか、美術館の考え方とか、

いろいろ何となく分かるような心持ちをしておりました。

これは、基本的には今ある美術館制度みたいなものをアップデートするというか、そういうふうな方向性を強く打ち出しているように思うんですが、意図的ですよ。

【片岡WG座長】 はい。

【佐伯委員】 いや、これは対象がすごくありますよね。国立、県立、市立、それから私立も含めた全体の美術館に対する一つの、何というんですか、メッセージというか、そういうふうなものとして読み取ったんですが、書かれてあることは非常に刺激的でいいんですけども、じゃあ、具体的に下ろすときに、どういう方向性を持たれて、イメージがあるのかなという、単なる質問になってしまうんですけども、いかがでしょうか。

【片岡WG座長】 申し上げたとおり、かなりラディカルな改革案であるとは思っています。ただ、それが非現実的かということ、世界を見渡すとそうしたことになるので、逆に日本の遅れをこの機会に取り戻すべきだろうと思っています。

香港M+も、組織ができてから、つまり、将来的なキュレーターが雇用されてから10年かけて開館しているんですよ。その間に日本のデザインや建築などもたくさん収集して、コレクションを醸成して開館に至っているんですけども、ます。近年我が国ではこうした長期的なビジョンがなかなか見られてこなかったなというところもあるので、まずは既存の価値を再評価するために体制を強化していくことを一番最後に案としてつけています。先ほど山口委員からもご意見いただいたように、本来、日本のような規模の国家として何があるべきなのかということ、そもそも論で考えたときには、あるべき美術館というのは幾つもある、それをまずは描いて、それに向かって進んでいかないと、毎年ちょっとずつしか増えない文化庁予算を取り合っているかもしれないなと思っています。

【佐伯委員】 その少ない予算のなかで、それぞれの領域を大体定めて、それぞれの中で、言葉は悪いですけども、安穩に暮らしてきたわけですよ、美術館は。大きな展覧会というのは、たとえば日経新聞などの大手新聞社の文化事業部がスポンサーとして協力することで大きな予算を得て、それぞれの展覧会の成果はあると思うんですけども、それで維持してきた。

ただここで書きこまれているのは、というか、現代アートを含めた「アート館」構想みたいになっている。だから、そういう大きな発想の転換をもとに、じゃあ、具体的に落として、そうは言ってもどこかが音頭を取るというか、引っ張っていかなきゃ駄目ですよという、そういう想定があるのかなという意味で質問をいたしました。

【片岡WG座長】 その一つが、まずはモデル館をつくるというのが一つの実装の案です。

【吉見座長】 ありがとうございます。今おっしゃっていただいた、日本のような国家からあるべき姿と演繹していくということ、これはとても大切なことだと思います。

では、中島委員、その後、島谷委員という順番にさせていただきます。

【中島委員】 ありがとうございます。どちらも非常に面白いなと思って伺っておりました。私自身が音楽家であり、かつ教育に携わっているということがあって、ちょっともしかしたら違う観点になるのかもしれないんですけども、整理し切れていないかもしれないです。

まず、キュレーターという言葉が今出ましたけれども、キュレーターの育成みたいなところが日本は弱いのかなという印象がいつもあって、なので、その部分がより出てくるのかなと思いました。

あと、そういう意味では吉見座長とは図書館の話でもよく盛り上がっていますけれども、同じように、やっぱり世界で美術館とか科学館とか全て、そういうミュージアムと呼ばれるものの流れで、その知識を受け取るだけじゃなくて創り出すというのが図書館でもあるんですけども、結構、ティンカリングという言葉が出てきたりとか、エクスプロラトリウムとかもあれですけども、見せるだけじゃなくて、何か創り出している過程を見せるとか、実際にワークショップ的に、子供たちとか来た市民の人が何か体験ができるとか、キュレーションされたものも、止まっていて、常設展示は確かに大事で、常設が足りなさ過ぎるという議論があるんだなというのを改めて今思ったんですけども、でも、同時に常設だけじゃなくて、より市民と少し交わるような、何かそういう、あえて常設じゃないからこそ面白いみたいな、そういうものも結構出てくるのかなと思っていました。

教育の中でも、今、鑑賞教育とかって、鑑賞というのは実は創造的であると、今までは割と知識として学んで、これはこういう絵で、こうですと言って鑑賞していたんですけども、そうじゃなくて、対話型鑑賞みたいな形で、鑑賞しながらみんなが対話をして、自分が何を感じたかとか、そういうようなお話をしていくというのがあるのかなと思ったんですけども、そういう鑑賞の中の創造性ということもあるし、大原美術館とかでも、子供たちが絵の前で音楽を奏でるとか、何かそういうことをやっているみたいなお話があるみたいで、なので、鑑賞の中の創造性とか、実際に何か創り出すとか、そういう創るみたいなところ、常設でいいものがあるというだけじゃなくて、臨時的な、仮設というのでしょうか、そういうようなものが入り込む余地とか、そういうティンカリング的な場所とか、そういうものも考え

られているのかなというのを、1番と2番、両方で思いました。

今のほうもこういう形で制度がいろいろ整えられてくるというのが非常にいいなと思っただけですけども、多分、海外のほうで、運営のほうで助成が入るといのは、まさにそういうところだと思うんですね。結構、運営面でその場に応じてとか、地域のいろいろな人と交流してとか、そういうものやっていると、今、使える補助金はすごく少なく、教育ともどう結びつくかというのが、単純に学校側にいいものを見せるというだけじゃなくなっている。一緒に何かを創り出すとか、そういうときに使えるような助成金とか、補助金とか、制度みたいなものも少ないのかなと思っていたので、その辺り少し気になったところではあります。

私自身、音楽とかをやっていると、祭りとか無形の文化財とかも、そういう意味では何かしら、「みんなく」とかでもいろいろやっていますけれども、常設であるだけじゃないものというのが重要なのかなとも思っていました。その辺り、何か議論されたことがあれば伺いたいと思います。

【吉見座長】 ありがとうございます。多分、今、中島委員がおっしゃられたことは来年度以降の議論につながる話だと思いますけれども、文化庁のほうで、もしお答えいただくことがあればお願いいたします。関谷さん。

【関谷係長】 おっしゃっていただいたとおりで思っておりますが、やはり、今の中島委員からのお話もあったとおりで、一面的なものではなくて、展覧ではなくて、いろいろなものを同時に動かしていくことによって、それを総体として出していくということは重要かなと思っていますので、支援の在り方であるとか、あるいは補助金の出し方、体制の在り方とか、そういうことも総合的に検討していきたいと思っておりますので、来年度、ぜひ議論の中でやっていけたらなと思っております。

【吉見座長】 ありがとうございます。島谷委員、その後、小池委員から御発言いただきます。

【島谷委員】 私自身が根幹的なことが分かっているんじゃないかと、ちょっと質問がとんちんかんになるかも分かりませんが、この会自体が近現代と言いながら現代アートをいかに日本にとどめておいて、それをどう発信していくかということに努力しましょうという会議というふうに理解していいですか、まず。

【吉見座長】 いや、そうでもないですよ。

【島谷委員】 そうでもない。

【吉見座長】 これは、誰か、林さん。

【林室長】 そうですね。ここは文化経済部会でありますので、文化と経済の好循環という、その中の一つとして、いわゆる美術品、アート、最近は片仮名でアートと言いますけれども、これのエコシステムをつくるというのが、この文化と経済の好循環ということを書かれ始めたときから、アートマーケットを抱える、このアートの領域を考えるとということが行われてきたと、その流れがあるということです。

ですので、アートの振興を通じて文化と経済の好循環をつくるというのが、一つの手法としてあるので、それをワーキンググループで設けてやるという状態なので、別にそれだけをやるということでは。

【島谷委員】 それだけというつもりで質問したわけじゃなくて、アートの持っている要素が3つあるというのを冒頭で説明を受けました。それを円滑にやっていくためには、日本のアートというのが、先ほど生駒委員の発言にもありましたけれども、日本の伝統工芸は世界一なんだというような話もありますから、伝統工芸に限らず、今、日本の現代アートで盛んに行われているようなものをしっかり日本にとどめておいて、活性化していこうという根幹みたいなものがあるのかなと思って今質問したんですが。

【林室長】 そういう意味では、いろいろ生み出しているアートなり、いろいろなクリエイティブなもの、それを最終的に歴史化するとき、マスターピースというものは日本に置いておきたいという意味でありましたら、それはそういう思いはあります。

【島谷委員】 先ほど話が出てきたように、日本に来て、染織、着物にしても、建築にしても見せる場所がないというような話がありました。さらに、トータル的にコレクションしているところがないということですね。日本にはこれだけリスト化されている、日本の名品百選をつくるぐらい、これだけあるということですね。やはり経済の流れに従って、作品は需要と供給ですから、高い値段で買う人があったら出ていくわけですね。それに歯止めをかけたいというわけではない。

【林室長】 そこは経済活動なので、止められない部分はありますが、ただ、思いとしては、マスターピースは日本国内に置いておきたいということです。日本作家の作品別が海外に評価されて買われていくということ自体は別に悪いことではないし、国際的な評価を得ていく上では当然あってよいことです。ただ、全ての作品が日本からなくなってしまうのでしょうか、という大きな課題があり、重要な作品を如何に日本国内に留めておくのか、という問題はあります。

【島谷委員】 分かりました。それで、ここでさっきの評価システム、鑑定評価を認定するということにまた戻るんですけども、正しい認定評価をする人によって評価された作品が、その後、売買されるときに、認定された人たちの働き場所があるということになるわけですね。正しい評価を、売買じゃない状態でも評価したいというのが、寄贈であったりいろいろなところで出てくるわけですけども、そのために正しい評価が出来る人たちはこういう人ですよというのを国が認定しようという制度。

【林室長】 Fair Market Valueをきちんと評価するということをやっただけの方はいくらの方たちだということを見えるということなんです。

【島谷委員】 その者は誰かというのが、例えばどういう方をイメージされているんでしょうか。

【林室長】 それはこれからなので、なかなか、実際、実務の評価自体をやっだらっしゃる方はいろいろな方がいらっしゃるので。

【島谷委員】 だから、現代アートに関してはそうなんだろうけれども、私が担当している古美術なんかは、物を扱っている人しか値段が分からないんです。

【林室長】 ですので、今回、古美術は含めていない。

【島谷委員】 含めていないんでしょうけれども、だから、どういう方をイメージされているのか教えてほしいなど。

【林室長】 それはこれから認定することなので、この場で個別の名前を挙げるということとは……。

【島谷委員】 個別というか、どういう人たちをイメージされているのか、だから、鑑定をわりわいにしている人、業者をイメージされている。

【林室長】 そうです。

【島谷委員】 それが現代アートには、何人かいるということでしょうか。

【林室長】 近現代ですね。現代アートというのは、本当に近いところは作家が生きていますから、ギャラリーが扱っている価格というものと、それは別にほとんど齟齬がない状態ですが、一定の時間が経った経もの、つまり近代に近いものが、オークションの結果であるとか、そういった数字をベースに、売買せずに、今、時価としてこのぐらいだという評価をしている、そういう事業者は複数います。

【島谷委員】 そういう評価の人たちが、今、林さんが言うような方になり得ると。

【林室長】 なり得ると。

【島谷委員】 それが良い評価が出たら、寄贈にしろ、売買にしろ、もっと活性化して、さっき言った3つの要素が非常によくなるという。

【林室長】 それは、それだけでそうなるとは思っておりませんが、一つの重要なピースだと思っています。ただ、この信頼性があるという者に評価していただければ、自分の持っているものの価値、金銭的価値が大体見通しがつくという状態になること自体は、売買にとっても大いにプラスに働くと思っています。

【島谷委員】 要はそれで活性化することが望ましいのと、いいものが、そういう制度のせいで日本に残るようになればいいなということですよ。

【林室長】 はい。

【島谷委員】 だから、そのときに難しいのは、古美術と一緒にならないというのが難しいと思うんですけども、古美術は指定品は外に出しちゃいけないという、はっきりした明確な判断があります。これについては指定制度がないので、文化庁が止めるわけにはいかないので、国際交流の観点からも、それはもうどんどんやってくださいということと、それから、さっき片岡さんとか生駒さんが言った日本で見せるところが欲しいということと、いろいろな要素があるから、この部会は非常に難しいなと思いながら聞いていました。私だけちょっとついていけなかったもので、現状の把握をしたいために質問させていただきました。

古美術の場合だと、購入する場合には7人で審査して、上、下をカットして平均値で決めるというので値段が決まっていくわけですけども、現代アートの場合は、ちょっと私は分からないが、文化庁が主導権を取りながら、海外に流出するものを歯止めをかけるような制度も、どこかにあってもいいのかなと思いました。

【林室長】 それについては、それこそ日本の美術館のコレクションの同時代収集の推進がそれに準ずるものになると考えています。

【島谷委員】 結果的に、国公立、私立の美術館があると佐伯委員もおっしゃっていましたが、それは設置者の考え次第なので、国であろうが私立であろうが、設置者がどれだけそれに関心を持っているか、大原でも、コロナで大変な思いをされて苦労されているわけですから、そういう状態で、この部会の存在意義というのは非常にあると思いますので、取りまとめる吉見先生は大変だなと思います。

私の理解のために、いろいろ質問させていただきました。

【吉見座長】 ありがとうございます。小池委員、お願いいたします。

【関谷係長】 吉見先生、すみません。オンラインの方が途中で退席される方が多いので、

もしよかったら。

【吉見座長】　　そうですか。すみません、小池さん。じゃあ、お願いいたします。

【関谷係長】　　どなたか。

【吉見座長】　　今、どなた。

【関谷係長】　　どなたも手は挙げていないんですけども、そろそろ中座なので、もし。どなたが中座されるの？

【関谷係長】　　3人……。

【石田WG座長】　　石田です。もう少しいられます。聞かせていただければと思います。

【吉見座長】　　森信先生は中座される？

【森信委員】　　私、中座するんですけども。

【吉見座長】　　お願いいたします。

【森信委員】　　議題は来年度の話になるんですが、よろしいでしょうか。

【吉見座長】　　はい。

【森信委員】　　手短かに話をします。我々のグループで、資金集めの1つの例として法人版のふるさと納税について京都の事例をヒアリングしいろいろ議論をしました。法人版のふるさと納税、これは法人税が9割返ってくるということで、普通の寄附金、損金で落ちる寄附金よりもはるかに優遇された税制ですがこの税制が適用されるためには、まず自治体の文化芸術支援に対する強い思いがあって、次にそれを内閣府、国のほうにプロジェクトとして承認してもらう必要がある。さらに寄附をしてくれる法人を探す必要がある、つまり三者がそろふ必要があるわけです。自治体と国と、それから寄附をしたいという法人、このマッチングが非常に大変なんです。

京都の事例をいろいろ聞きましたら、Art Collaboration Kyotoというのは、日頃から府と一緒にあってそういう努力をずっと積み重ねた結果として、企業のほうから理解をいただいて、協賛金に代わってふるさと納税という形で資金を得ることができたという話でした。

私が申し上げたいのは、寄附を受けたい、資金を集めたいということが主体的になって、自治体とか国とか、あるいは企業に働きかけるということがあって初めて成り立つ制度だということです。黙っていて天から金が降ってくるような制度ではないということを感じました。これを一般的に、京都以外の自治体の皆さんもやってくださいよというのはハードルが高い。一方で、文化芸術のフェアとかフェスとか、いろんなことをやろうというような

燃える思いがスタートになると、事例がうまくいくということを感じました。取りあえず申し上げたかったことです。

【吉見座長】 ありがとうございます。グッドプラクティスが実際にいろいろある、それをどう広げていくかについて、幾つか課題があることを十分理解しております。大橋委員も退席されるということですね。大橋委員、お願いいたします。

【大橋委員】 お時間ありがとうございます。

まず、本日の御発表、全てすばらしい御発表だったなと思っていますので、来年度に向けて相当飛躍が期待できるかなと思います。

アート振興のワーキングのペーパーをちらちら見ると、取りあえず経済的な価値についてはさておき、芸術的、社会的価値についてやるんだという記載があり、もう少し読むと、アートの国際的な発信が足りないから経済的な部分が難しいんだという感じのロジック立てなのかと思って読んでいました。

他方で、今回のシンポジウム、キーワードの中に、産業構造の転換等が重要だというお話があって、実はこの産業構造って何なんだという議論が必要じゃないかと思っています。これが、経済的価値を生み出す、生み出される、少なくとも何がそうしたものを生み出すのかという分析が足りないのかなと。そういう意味でいうと、来年度に向けての飛躍というのは、そういうことだと思っています。

必ずしも鑑定があるからうまくいくという話にならないんじゃないかと思っていまして、そういう意味でいうと、まさに産業構造っていただいたその部分、下から2行目かもしれませんが、そういうところのキーワードをどこまで深掘りするのかが今後にかかっていると思います。

例えばというところで、私は産業組織というのが専門なので、まさにテーマ的にはドンピシャではあるんですけども、ただ、この文化の業界は、データとかあんまりないのかなというか、どういうふうにアプローチしていいのかが自分自身よく分からないところがあって、そういうところを勉強させていただきたいと思います。

最近の私の経験でいうと、農業が今、適正な価格形成ができなくて相当困っていて、そういう意味で、農業もしっかりデータで分析して訴えていかないと、交渉力上、なかなかうまく価格形成ができないという感じで、行政と共に一生懸命いろんなことをやっているんですけども、そういう意味での分析的なところも併せてやっていかないといけないと思います。思います。外に向けての打ち込みというのを、定性的な部分をのみならず定量的なと

ころもしっかりやっていくことが重要なのかと思いました。

ということで、すみません、お時間いただきまして失礼いたしました。

【吉見座長】 ありがとうございます。全くおっしゃるとおりだと思います。来年度に向けて重要な論点になると思います。大変お待たせしてしまって申し訳ございませんでした。小池委員、お願いいたします。

【小池委員】 ありがとうございます。本日議論いただきたいことの中にもあるんですけども、文化芸術へ資金が流れる方法という点について、あと2番、3番、場の活性化とか人材育成というところにもつながっていくんじゃないかと思うんですけども、アート振興ワーキンググループで少し触れられていたとおっしゃった、どこかに館を造って、その中でいろんな運用ができれば理想的だな、みたいな話は、ぜひ10年計画とか、5年、10年計画として、例えばこの文化経済部会の中で1つのワーキンググループとしてつくってもいいぐらいの話なんじゃないかと思います。

その上で、ここの資金が流れる方法にもすごく大きく関わるんですけども、そういった館を造ったときに、日本のカルチャーを紹介します、アートを紹介しますという場をつくったときに、日本の場合、国の予算を取ってきてとかなると、それだけですけど時間がかかってしまうし、そこでつまずいてしまうけれども、民間の大手企業のパワーを使うというのが、日本の場合、物すごく強いところなので、大英博物館のような、例えば企業の名前がついた部屋をどんどん用意していくとか、個人でもいいと思います。大きな寄附者の方の個人の展示室ができるとか、それが横並びなのか業界1社なのか分かりませんが、皆さんの競争意識をあおって参加していただけるようなインセンティブ設計、それはまさに企業名が出るということが一番だと思いますので、日本を代表する企業が日本を代表するようなアートとカルチャーを発信しているよということで、そういった座組で、民間と国とが一緒になりながらそういったミュージアムをつくりませんかといった構想を5年、10年かけて、ここで1つ何かワーキンググループをつくるような勢いでできるかというのかなと強く思います。

私自身は、基盤・制度ワーキングに森信先生とも一緒に参加しているんですけども、そちらで鑑定制度であるとか、ふるさと納税制度であるとか、いろんな寄附金の集め方とか、どういうふうに価値をとるか、そういう話をたくさんしてきたんですけども、やはり難しさというのは、地方とか、いろんな場所に美術館とか運営者がいる中で、その方々が方法を自分のものとして理解して実際に活動するというのが一番難しいことなんじゃないかと強く

感じました。もはや制度がないわけではないと思います。

なので、ナショナルミュージアムみたいな場ができれば、ここは一部、地方、日本国全体の芸術活動に関わる方々が、何か困り事であったり、こういうことをやるよとか、募集をするよとか、そういったことも取りまとめるような役割を持てるといいのかなど。あるいはまた、この場に来て人材を育成して、ファンドレイジングができるような経験をここで積んでもらって、また帰っていくみたいな、そういった機能を持たせられないかとか。

全てを解決しようとするいいとこ取りの場所をつくりませんかみたいな、ちょっと理想的な、理想論を話してしまって申し訳ないんですけども、でも、それぐらいの、超長期の実践としてやれることを、ワーキンググループ1つつくって、ぜひ取り組んでいただきたいなというのが意見と希望となります。

【吉見座長】 ありがとうございます。

お気づきのように、議論は既になし崩し的にというか、各ワーキンググループの御報告に対する質問をはるかに超えて、来年度以降の活動をどうすればいいかという議論に進んでおりますので、このなし崩しを受け入れて、来年度以降のことについて、若干御議論がある、もちろん鑑定制度等、もう少し議論をして詰めたほうがいい話はあるのですけれども、そこよりも残りの時間を来年度以降の話に使わせていただきたいと存じます。

それで、先ほど私は先走って整理をしてしまったのですが、来年度から基盤・制度ワーキングとカウンスル機能検討ワーキングを文化経済部会、この親部会のほうで受けて、ここで回数を多くして——ぜひそれはお願いしたいんですけども——展開するということが1つ。それから、そこでの重要な課題は、1つは文化芸術へ資金が流れる方法、2つ目は場の活性化、そして3つ目が人材という、その3つが大きな柱であるということ。それから、資金が流れる方法は1つではない。補助金もあれば、基金もあれば、ふるさと納税のような税制措置もあれば、投融資でインパクトファンド等があるという複数的なものにならざるを得ない、その辺のことについて、ぜひ残りの時間で御意見をいただきたいと存じます。

今まで、場のことについて、後藤治委員と金野委員から多分御発言があるんじゃないかと思いますが……。後藤和子委員、今、それは上げているんですね。

【後藤（和）委員】 そうです。

【吉見座長】 後藤和子委員から一言言っていた上で、後藤治委員と金野委員から御発言をいただきたいと存じます。

【後藤（和）委員】 税制のことについては、言いたいことがいっぱいあるんですけど

も、ちょっと置いておきます。

2つほどなんですけれども、現代アートの先ほどの島谷先生の質問は、すごく根本的なことを聞いていらっしゃると思ったんです。国内のコレクションを増やすという方向を向いているんだったら、現代アートの非常に重要な作品が流出してしまうということに対して、それはマーケットで評価されて出ていくんだからいいじゃないかという議論は、ちょっとどうかなと思って聞いておりました。つまり、お金は入ってくるかもしれないけれども、文化的価値が海外に流出してしまうのはちょっとどうかなと。

フランスなどは、国宝級の重要な作品については流出させないように、企業がそれを買って美術館等に展示をしてくれる場合には、相当企業に対して減税しますよというインセンティブを与えて、年度予算で買えないようなものが流出しそうになったら止めるということをやっています。何のために税制を使うのかという観点から、来年度の議論で深められたらよいのではないかというのが1つです。

もう一つは、24ページの資料のところ、色々な支援の例が挙げられているんですけども、実はこれまでも企業メセナ協議会が企業からの寄附を相当集めて、様々な支援をしてきました。それから、総務省に関連する一般財団法人地域創造は、宝くじ等の財源を使って文化施設の支援をしてきました。この2つは相当長くやっていますので、そこで何がうまくいって何がうまくいかなかったのかをきちんと調査して、ここの議論に反映させる必要があるのではないかと思います。

以上です。

【吉見座長】 全くおっしゃるとおりだと思います。後藤治委員、それから金野委員、お願いします。

【後藤（治）委員】 場の活性化、人材にかぶるような話なんですけれども、私が知っている職人みたいな小規模事業主で、後継者がなかなかいないという話があるんですけども、成功している事例はどういうパターンかという、小規模事業主一人だと、人を抱えてしまうと駄目、やっていけないんですけども、そのエリアにしっかりお金を持っている人がそれを抱えてくれてというか、そこの若手社員とかを学ばせに行かせて、事業を承継して、実はそこで少し工夫をすることによって、ある程度業務も拡大しているし、継承もうまくいっているみたいな、地域の旦那衆的な企業の方がいるんです。

例えば、新潟だと専門学校をやっているグループがあったり、みそ屋とか酒屋さんに若手の社員を送り込んで事業を成り立たせているグループがあったりとか、一方、福島だと、私

の知り合いで、旅館みたいなところにも、一人で後継者がいないというところをグループの中に、酒屋さんなんですけれども、企業に入れて、そこに若い人、アーティストを今度送り込んで、アーティストの方が旅館で働きながら芸術をやっているとか。なかなか、一人、個人だと食べられない人をうまく支えて、業として成り立たせながら地域も活性化していくみたいなのが結構多いんです。

あともう一つ、全然違う観点で、そういうアーティストとか職人さんとかは、今の労働法制が結構問題で、週休2日とか定時雇用が合っていないんです。むしろ集中して働いて、集中して休みを取りたい。ちゃんと学んでいるとき、技術を上げたいときは一気に働いて技術を上げて、その後、長い間時間をもらって、海外に行ってより吸収してくるとか。これを普通の建設業とかでやると、ブラック企業だと言われてしまうんだけど、実際にはそういう働き方を労働法制上やっていかないと、技術を身につけたりアートをやったりというのに合わないところがあって、労働法制も一緒に考えていく必要があるんじゃないかというのが私の個人的な感想です。

場の活性化のところでは、中小、非常に零細な方だけど、実は一人分は食えているような人をどううまく生かしていくのかということと、今の労働法制の関係をぜひ視野に入れていただきたいというのが取りあえずです。

【吉見座長】 ありがとうございます。税制から労働法制までで、大変なことだなと、今聞きながら思っていました。金野委員、お願いいたします。

【金野委員】 そういう大きな、全ての分野に関わる話になっていきますね。

私は、資料2をいただいて、来る新幹線の中で読んでいました。すごく希望を持ちました。このような新しい美術館像ができていくということに希望を持ったんです。同じように、でも、それってどうやって実現できるんだろうなと思っていました。

今、小池委員が提案されたようなモデルを何とかつくってみる。それが国営の新しいものなのか、今ある既存のもののリニューアル、リメイクなのか、どちらかでもいいと思うんですけども、その中に、場の活性化とか人材の問題とか、今、後藤先生がおっしゃったようなことを全部てんこ盛りにして、そのモデルの中で実証して、それが1個できたら、それが社会を変える機能を持って次々と、輪が全国に広がっていくんじゃないかなと、そういう道筋をつくらないとリアルになっていかないかなと思いました。

私自身は、場の活性化とか人材育成をやるプレーヤーなので、今日はいちばん言うことないなと思ったんですけども、お聞きしていてすごく道筋が見えたような気がして、うれし

かったということです。ありがとうございます。

【吉見座長】 ありがとうございます。生駒委員。

【生駒委員】 一言。お時間がない中で、すみません。

文化芸術へ資金が流れる方法という課題がありますが、私としては日本の企業がもっと積極的に文化支援をして欲しいと考えています。日本の企業は今、最優先でCO₂を削減しなくてはなど、環境問題に大きく傾いていて、文化への支援は後回しになっている印象があります。30年ぐらい前、メセナ活動が日本でも話題になりましたが、今また、ぜひ新たにメセナ活動を盛り上げていきたいと思います。企業が日本の文化を、アートも含めて支援していくことが、その企業の存在意義、存在価値を高めるんだという機運をぜひ文化庁から発信していただいて、もちろんそこにも税制優遇ですとか、いろいろな形で企業にとってメリットが具体的にあることが理想です。日本の企業は文化を支援するんだという概念をつくっていく、我々から作り出していくという整備が必要ではないかと、今お話を聞いておりました。感じました。

【吉見座長】 ありがとうございます。山口委員、お願いします。石田先生、まだ大丈夫ですか。石田先生、お願いします。

【石田WG座長】 はい。

【吉見座長】 それで、その後、山口委員というふうにしたいと思います。

【石田WG座長】 すみません、お時間いただいて。一言だけです。

今日議論いただきたいことと書かれている丸1ですけれども、文化芸術へ資金が流れる方法と書いてあります。私は、この「流れる」という表現には、上から下へ流れていくという、水が流れていくようなイメージを持ったんですが、資金を引き寄せるといえるか、もっと磁場が文化芸術に作り出されていくような認識で私は物事を考えていければいいかなと。それが場の活性化によって、それから人材が生き生きと働けるような、そういう環境がつけられていることによって実現するんだということになると良いのだろうと思っています。

先ほど事例で出していたイギリスのロイヤル・オペラハウスですけれども、彼らは、自分たちに資金が引き寄せられるように日々すごく努力しているわけです。そうやって、強い組織として外に見せていく活動を不断にしているわけです。そういった考え方で来年度以降お話が進められればいいかなと思っています。

また特に、人材に関しては、この文化経済部会、あるいは文化経済・国際課の所掌範囲として、先ほど挙げていただいたようなことが論点になることは承知しているんですが、やは

り人材となりますと、実際に文化芸術に携わる、要するにアーティストや関係者の専門性に関しても話題が広がるといいなと思っております。ありがとうございました。

【吉見座長】 ありがとうございます。ぜひそういう方向で話題を広げていきたいと座長として思っております。山口委員、お願いいたします。

【山口委員】 経済界として、文化芸術分野にインパクト投資が必要だという問題意識で、ちょうど文化庁のシンポジウムが開かれる1週間ぐらい前に経済同友会の委員会を開いて、インパクト投資について議論しました。お話を伺ったりして事例も聞いたんですが、ただ、先ほど生駒委員が言ったように、環境だとかDEIとか、いろんなインパクト投資が出てきていますから、経済界全体でインパクト疲れをしているところもあるわけです。しかし、文化芸術のインパクト投資については日本では行われていません。そこで、まずは、どういうインパクトがあるんだという説明がやっぱり必要なんです。それは、文化庁のシンポジウムときに、吉見座長が仰ったように、文化の必要性とか、Sevaさんが言ったように、文化と経済は一体であるというようなことをもっとわかりやすく言っていけないといけない。経済界も以前よりは文化の必要性について、理解が進んではいるけれども、まだまだ足りないところがあるわけです。それがないとそもそもインパクト投資は始まらない。投資して、もちろん事業性、回収できるかというのは非常に大切なんですけれども、まずはそこへ投資するインセンティブが働かないと駄目なので、機運を醸成する。そして、それを日本で運営していくアーツカウンシルみたいなものをきちんと作ることが非常に重要なことだと思うので、来年度に取り組みればと私は思います。

【吉見座長】 ありがとうございます。本当に重要な、まとめのようなことを言っていたと思います。時間がもうぎりぎりになっておりますので、来年度に持ち越す課題を多くいただいたと思います。3点ほど私のほうから申し上げたいと思います。

まず第1点は、まさに今、山口委員におっしゃっていただいたことで、先ほどの話もありましたけれども、日本という国家が文化的なものは持つべきだし、示すべきであるという、ややトップダウンで全体像を示すと。そのことの中で、文化と経済が一体だということを、文化庁あるいは文部科学省を挙げて、あるいは財務省や総務省、国土交通省なんかも巻き込んで積極的に出していくということが必要で、この部会の委員のメンバーはそれだけのシナリオを描けるメンバーがここにはそろっていると思います。

第2に、先ほどの話にもございました税制、労働法制、それから大橋委員からお話が出た産業構造という、とてつもなく大きな話ですけれども、ただ、全部を総合的に組み込んでい

かないと、この話はまとまっていきません。けれども、それを一般論としてというか、網羅的にというのは不可能ですから、先ほど金野委員がおっしゃったように、具体例、個別のモデルの中でそれが複合している実例で示す以外にないと思うんです。ですから、実例としてどういうことが可能なのかという議論をぜひしていきたいと思っております。

それから、3つ目ですけれども、そのことをやっていく上では、今日の話にも出ましたけれども、時間軸と空間軸というのは重要で、一挙に行けない、ステップ・バイ・ステップなんだけれども、でも、ステップ・バイ・ステップの先がちゃんと見えてないといけないというか、この時間軸の先にはこういうゴールがあって、ゴールの手前の100メートルのところにはこれがある、500メートルのところにはこれがあるみたいな、そういうふうな時間軸の設計ができていないと整理がつかないんじゃないかと思います。

ただ、その時間軸は、日本の側の時間軸と、それから世界が動いている時間軸が同時にありますから、世界が動いている時間軸に対応するような形で、文化庁あるいは日本政府の時間軸をつくっていただかないと、時間軸が有効に機能しないということもありますので、グローバルな時間軸とナショナルな時間軸、その接合が重要です。同時に、空間軸ということもあって、先ほど後藤治委員がおっしゃったようなローカルな場でのタニマチがちゃんと貢献していると。タニマチというかスポンサーが貢献しているという話と、それからナショナルなレベルになると、それでは話が進まないという部分もあるし、大手の大企業が何をすべきかということを導いていくことも必要だと思いますので、空間軸と時間軸をちゃんと組み合わせたことをしていきたい、御協力いただきたいと思っております。

最後に、でもそういうことを議論していくためには、もうちょっと、せめて隔月ぐらいの頻度でこの部会を、時間は先生方調整してくださると思っておりますので、これは文化庁にかかっていると思っておりますので、隔月ぐらいのスパンでこの部会をこれから開いていただかないと、とてもそんな議論はできない。年に1回、2回では不可能だと思いますので、その辺の御努力を、これは文化庁の皆様への座長からのお願いとしてお願いをさせていただきたいということを締め言葉とさせていただきたいと存じます。

ちょうど6時だと思いますので、時間ぴったりですが、最後に事務局のほうから連絡事項をお願いいたします。よろしく申し上げます。

【関谷係長】 ありがとうございます。本日皆様からいただいた議論を基に、また次年度以降、何を検討していくかということをお相談させていただければと思っております。日程につきましても、また近日中に御連絡差し上げることができると思っておりますので、引き続き

よろしく願いいたします。本日はありがとうございました。

【吉見座長】 どうもありがとうございました。

— 了 —